船舶事故調査報告書

令和８年９月９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　伊　藤　裕　康（部会長）
委　　員　　上　野　道　雄
委　　員　　高　橋　明　子

事故種類	作業員負傷
発生日時	令和７年５月８日　０５時２４分頃
発生場所	愛媛県今治市小部（おべ）漁港西方沖 来島梶取鼻灯台から真方位１３０°１，４００m付近 （概位　北緯３４°０６．６′　東経１３２°５４．２′）
事故の概要	漁船寿丸（ことぶき）の作業員は、寿丸に横抱きされた和船から寿丸に乗り移る際、転倒して負傷した。
事故調査の経過	令和７年６月１９日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　寿丸、１．７トン ＥＨ３－４５３６４（漁船登録番号）、個人所有 ９．１０m（Lr）×２．１７m×０．６０m、ＦＲＰ ディーゼル機関、１６５．５０kW、昭和６０年２月９日 第２８１－４２９７６号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長　６５歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和６２年７月２４日 免許証交付日　令和４年２月７日 （令和９年７月２３日まで有効） 作業員Ａ　７７歳
死傷者等	重傷　１人（作業員Ａ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風速　約０．５m/s、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の中央期 日出時刻：０５時１４分頃（松山（愛媛県）））
事故の経過	本船は、船長及び作業員Ａほか２人が乗り組み、定置網の海域内のみで使用する和船１隻を右舷側に横抱きし、魚を揚収する目的で、小部漁港西方沖に設置した定置網（以下「本件定置網」という。）に向け、令和７年５月８日０４時４５分頃、同漁港を出港した。（写真１参照）

写真１　本船及び和船

本船は、本件定置網の設置海域（本件定置網の外側）に０５時頃到着した。その後、船長は本船に残り、作業員Ａほか２人の乗組員は、和船に乗り移って本件定置網（内側）に向かい、本件定置網のロープをＣ環から取り外す作業を行った後、本船右舷側に和船を横抱きさせた。

本船で揚網作業を行うため、作業員Ａほか２人の乗組員は、順次和船から本船に乗り移ることとした。

最後に乗り移ることになった作業員Ａは、和船の左舷船首部から本船の右舷船首部に乗り移ろうとして、本船の右舷船首部甲板上に置かれていたロープの上に右足を置いた際、転倒した。（写真２参照）

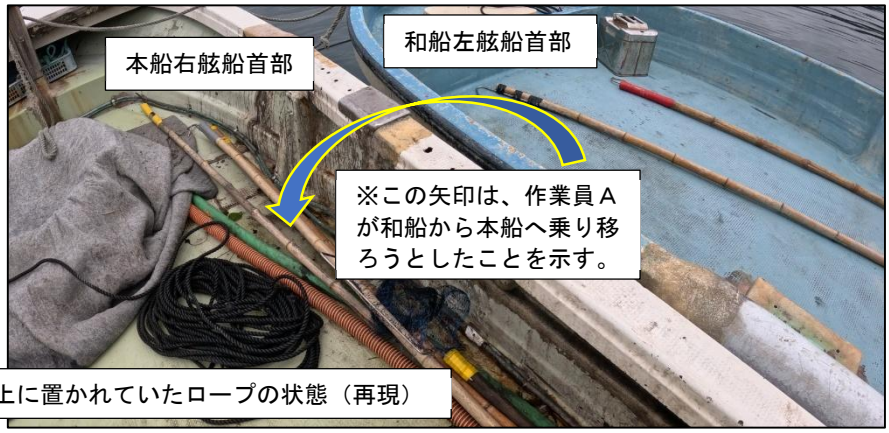

本事故当時、本船右舷船首部甲板上に置かれていたロープの状態（再現）

写真２　作業員Ａが乗り移ろうとした際の本船と和船の状況

船長及び他の乗組員２人は、作業員Ａの叫び声を聞いて右舷船首部に駆けつけた。

本船は小部漁港に戻り、作業員Ａは、病院に搬送され、右側脛骨骨幹部骨折と診断された。

（付図１　事故発生場所概略図　参照）

その他の事項	(1)　和船から本船への乗り移り方等 作業員Ａが乗り降りする船首部の甲板上から舷縁までの高さは、本船が約４０㎝、和船が約３５㎝ であった。通常、本船及び和船の舷縁の位置がほぼ同じ高さになった状態で跨(また)いで乗り移っており、大股になったり、飛び乗ったりすることはない。 (2)　着衣等 作業員Ａは、ヘルメットをかぶり、カッパ、長靴及び救命胴衣を着用していた。 作業員Ａは、本船に乗り移る際、体勢を崩すような揺れを感じておらず、自身の足元が不安定になることもなかった。 (3)　作業経験 ①　船長は、漁業経験が４０年ほどあり、本船での経験が１５年ほどあった。本船での作業を開始する前、乗組員に対し、気を付けて作業するよう声を掛けていたが、具体的な指示は出していなかった。 ②　作業員Ａは、３年間にわたり、４月から５月までの２か月間、ほぼ毎日、本船での作業を手伝っていた。 (4)　本船右舷船首部甲板上にあったロープ 直径１５㎜ の合成繊維製であった。本事故発生時、濡れた状態でコイルされていた。 (5)　作業員Ａ以外の乗組員の動き 他の乗組員２人は、和船から本船に乗り移った後、船長と共に左舷側で網を揚げる準備をしようとしており、作業員Ａが和船から本船に乗り移る状況を見ていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	(1)　作業員Ａは、和船から本船に乗り移る際、本船右舷船首部甲板上に置かれていた濡れたロープの上に右足を置いたことから、滑って不安定な体勢となったものと考えられる。 (2)　作業員Ａは、本事故発生日直近においても毎日のように本船での作業を手伝っており、同作業に慣れていたことから、足元への注意がおろそかになったものと考えられる。 (3)　本事故発生時、海上は平穏で風もほとんどなく、作業員Ａが体勢を崩すような揺れを感じていなかったことから、気象及び海象が本事故に影響した可能性は低いものと考えられる。 (4)　(1)～(3)から、作業員Ａは、自ら体勢を崩して転倒し、右側脛骨を骨折したものと考えられる。 (5)　船長は、乗組員に気を付けて作業するよう声掛けしていたが、

	乗組員同士慣れた作業であったことから、具体的な注意喚起までは行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、作業員Ａが、和船から本船に乗り移る際、本船右舷船首部甲板上に濡れたロープが置かれた状況で、足元を十分に確認しなかったため、同ロープの上に足を置き、体勢を崩して転倒したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・作業等のために他船に乗り移ろうとする者は、船の動揺や足元等周囲の状況を十分に確認し、乗り移るときに体勢を崩さないよう、ロープ等の上に足を置かないこと。 ・小型船舶の船長は、乗組員に対し、甲板作業中の危険性や身体の安全確保の方法などを具体的に注意喚起すること。
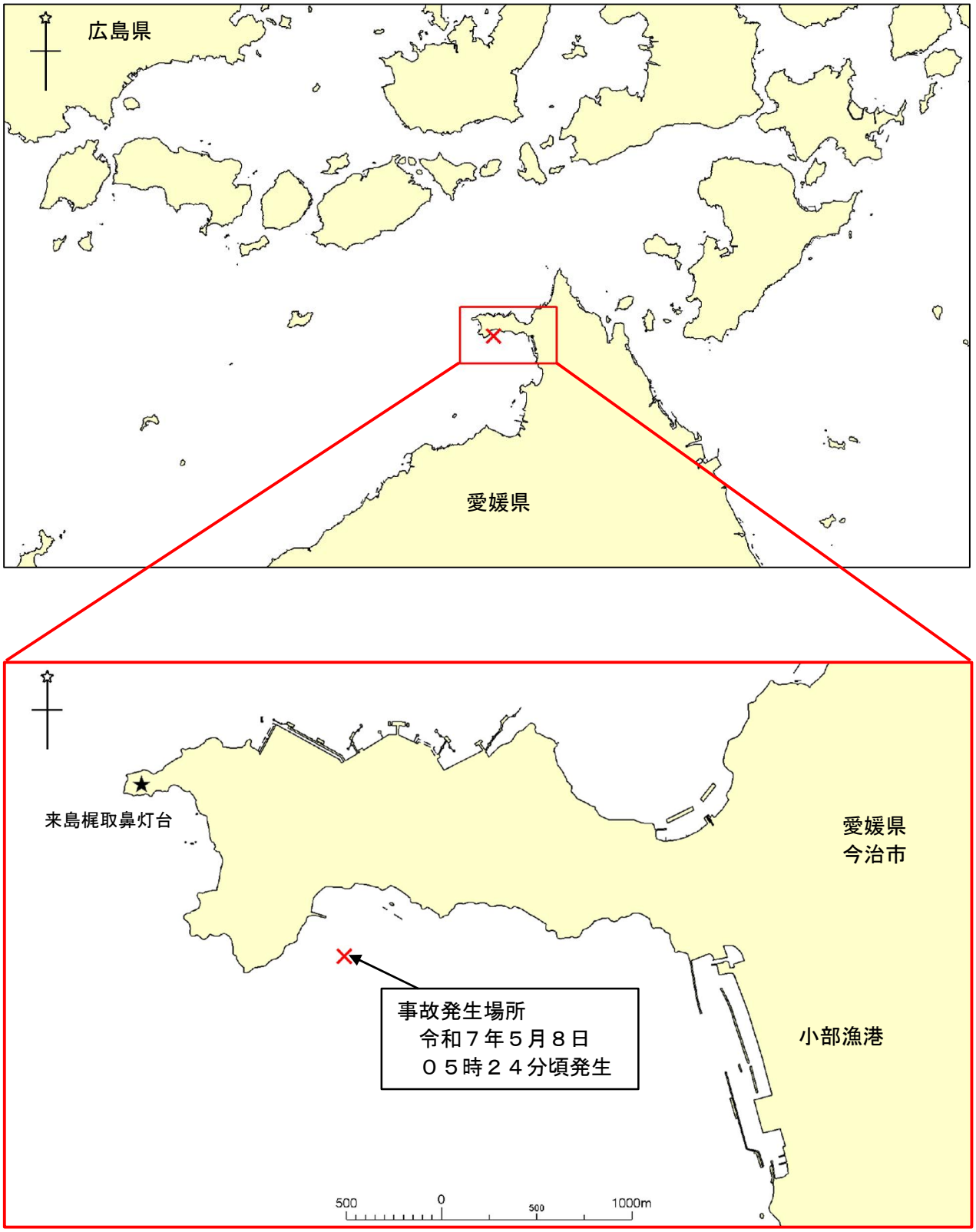
付図１　事故発生場所概略図